

オールインワン nimoca に関する特約

第1条（オールインワン nimoca の定義）

1. 本カードは、株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」という）と九州カード株式会社（以下「当社」という）および株式会社ニモカ（以下「ニモカ」という。また、ニモカと当行および当社をあわせ「3社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は、「オールインワン nimoca」（以下「本カード」という）と称します。
2. 本カードは、当行のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能（「西日本シティキャッシュカード規定」および「デビットカード（J-Debit）取引規定」に定められた機能）と当社のクレジットカードとしての機能（「九州カード会員規約」に定められた機能）、ニモカの nimoca カードとしての機能（「nimoca 取扱規則」、「クレジット nimoca 特約」、「nimoca ポイントサービス規則」およびその他 nimoca 関連規則に定められた機能）を1枚で提供するものとします。

第2条（会員）

1. 本特約ならびに「オールインワンカード会員規定」、「西日本シティ銀行普通預金規定」、「西日本シティキャッシュカード規定」、「デビットカード（J-Debit）取引規定」、「九州カード会員規約」、「nimoca 取扱規則」、「クレジット nimoca 特約」、「nimoca ポイントサービス規則」およびその他 nimoca 関連規則を承認のうえ、3社に利用を申し込み、3社が適格と認めた方を本会員とします。
2. 本会員が指定した家族で、3社が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお本特約では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。

第3条（年会費）

会員は、通知または公表する年会費を支払う場合は、クレジットカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条（カードの貸与）

1. 本カードの所有権は3社に帰属、またその回収権は、当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
2. 本カードのクレジット機能については、Visa カードの機能を有し、ゴールドカード、ベーシックカードの種類があります。
3. 会員は、レディースカードを申込むことはできません。
4. 会員が学生の場合、その在学期間中オールインワンカードのキャンパスカードと同様のサービスの提供を受けることができるものとします。

第5条（個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、3社が会員等の個人情報（本条(1)に定めるものをいう）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 3社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という）を収集、利用すること。
 - ① 生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第9条において届け出た事項
 - ② 申込日、入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③ 本カードの利用内容

- (2) 宣伝物の送付等、3社の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、3社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)
- (3) 3社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、3社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、3社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 会員等は、ニモカが別途定める「nimoca に関する個人情報の公表事項」に定める範囲において、ニモカおよびその共同利用者が第1項(1)の個人情報を利用することに同意するものとします。
(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載するニモカ相談窓口に連絡するものとします。)

第6条 (オールインワン nimoca の取扱い)

1. 会員は現金自動預入支払機(ATM)等利用可能な機器、または、複数利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 会員が本カードのデビットカード機能、クレジットカード機能、nimoca カード機能について複数利用可能な加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前記1および2において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 第7条第1項③におけるクレジットカード機能サービスの利用については、本カードの形状が、エンボスレスカード(カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス(カードに施された凹凸のよる刻印をいう)加工以外の手法によって印字されたクレジットカードをいう)であり、本カードをインプリンター加盟店(カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械(以下「インプリンター」という)を利用して、売上票に印字を行う加盟店で利用することはできません。また、会員は金融機関等(海外を含む)においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等では、本カードでキャッシュサービスを利用することはできません。

第7条 (サービスの範囲)

1. 会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。
 - ① 当行、および当行が提携した金融機関(以下「提携行」という)の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座からの払戻し、および指定口座への預入れ。
 - ② 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
 - ③ 九州カード会員規約および本特約等の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。
 - ④ nimoca カード機能の利用。
 - ⑤ nimoca オートチャージサービスの利用。
ただし、入会申込書もしくは、ニモカが定める所定の機器等により nimoca オートチャージの提供を申し出る場合に限り、当該サービスを利用できるものとします。
 - ⑥ その他ニモカが提供するサービス(ニモカが提携するサービス会社が提供するものを含む)
本サービスの提供およびその内容については、ニモカが書面その他の方法により通知または公表します。ニモカが必要と認めた場合、ニモカはサービスおよびその内容を変更するものとし

ます。

2. 本カードには、当社が提供するワールドプレゼントポイントは付与されません。

第8条（本カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等（以下、「盗難・紛失等」という）により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに3社に届出を行うものとします。
2. 前項に定める手続きは、以下の通りとします。
 - ① ニモカに盗難・紛失等の届出を行う場合は、ニモカが別途定める窓口で手続きを行うものとします。ニモカは、会員からの届出後、nimoca カード機能を停止するものとします。
 - ② 当行に盗難・紛失等の届出を行う場合は、当行への電話等での連絡もしくは、当行の窓口で手続きを行うものとします。当行は会員からの届出後、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能を停止するものとします。
 - ③ 当社に盗難・紛失等の届出を行う場合は、当社への電話等での連絡もしくは、当社の窓口で手続きを行うものとします。当社は会員からの届出後、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能を停止するものとします。

上記に関わらず、3社またはそのいずれかの窓口もしくはシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、その休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じて、3社は責任を負いません。

3. 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能に関しては、「西日本シティキャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関しては「九州カード会員規約」が、nimoca 機能に関しては「nimoca 取扱規則」、「クレジット nimoca 特約」、「nimoca ポイントサービス規則」およびその他 nimoca 関連規則が、それぞれ適用されるものとします。

第9条（届出事項の変更および共有）

1. 会員が、3社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、3社の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該の届け出いただいた情報について、3社で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
2. 前項に関わらず、本カードの決済口座の変更はできないものとします。

第10条（利用内容の共有）

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容に関する情報を3社で共有することに、あらかじめ同意するものとします。

第11条（本カードの再発行）

1. 本カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が当行および当社に所定の方法にて届出をすることにより、本カードの再発行の申し出を行い、3社が適格と認めた場合には、再発行した本カード（以下「再発行カード」という）を届出住所宛に送付するものとします。
2. 会員は再発行カードの受領後、速やかにニモカ所定の手続きに従い、再発行カードの nimoca カード機能を使用可能な状態にすることが必要です。
3. 会員が前項に定める手続きを行わず、nimoca カード機能が使用できないことにより会員が不利益・損害を被った場合においても、3社は責任を負いません。
4. 本カードの再発行が必要となる場合、再発行カードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機

能、クレジットカード機能および一部の nimoca カード機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても 3 社は責任を負いません。

第 12 条（本カードの有効期限）

1. 本カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能および nimoca カード機能に共通の有効期限です。
2. 本カードの有効期限が到来し、3 社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード（以下「更新カード」という）を届出住所宛に送付するものとします。
3. 会員は更新カードの受領後、速やかにニモカ所定の手続きに従い、更新カードの nimoca カード機能を使用可能な状態にすることが必要です。
4. 会員が前項に定める手続きを行わず、nimoca カード機能が使用できないことにより会員が不利益、損害等を被った場合においても、3 社は責任を負いません。
5. 第 2 項の場合において、3 社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。
6. 会員が第 9 条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、3 社は責任を負わないものとします。

第 13 条（機能・サービスの停止等）

1. 3 社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本カードの機能、サービスの一部または全部を会員に通知することなく停止（機能・サービスの停止）できるものとします。
 - ① 会員が別途定める「西日本シティ銀行普通預金規定」「西日本シティキャッシュカード規定」に違反した場合。
 - ② 会員が別途定める「九州カード会員規約」に違反した場合。
 - ③ 会員が別途定める「nimoca 取扱規則」、「クレジットカード nimoca 特約」、「nimoca ポイントサービス規則」およびその他 nimoca 関連規則に違反した場合。
 - ④ 会員が本特約に違反した場合。（ただし、①②③に記載の各規定等を除く）
2. 当行は、会員が前項②、③、④に該当し、機能・サービス停止を受けた場合において、西日本シティキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。
3. 当社およびニモカは、会員が第 1 項のいずれかに該当し、機能・サービスの停止を受けた場合には、会員が希望し、新たに申込を行わない限り、当社が発行するクレジットカード（以下、他カードという）やニモカが発行する他の nimoca カードを発行することはありません。
4. 前項に関わらず、会員が希望し、新たに申込を行った場合においても、当社およびニモカは、所定の審査を行い、他カードや他の nimoca カードの発行をお断りすることがあります。
5. 第 2 項の場合、新たに西日本シティキャッシュカード（普通預金）が交付されるまでの間、会員がキャッシュカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、3 社は責任を負わないものとします。
6. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。
7. 第 1 項①②④に基づき利用停止となった本カードに、nimoca 入金残額がある場合には、速やかに、本件カードの nimoca 入金残額が 0 になるまでご利用いただく、払い戻しを行う、またはスターnimoca への変更手続きを行った上で、当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に本カードを返却するものとします。

第14条（解約）

1. 会員は本カードの3つの機能を分離して解約することはできません。
2. 会員が本カードを解約し、3つの機能を分離して使用することを希望する場合は、本カードの解約後、会員自ら、新たに3社各々の定める手続きを行うことによりそれぞれの機能を利用するものとします。
3. 会員が、本カードを任意に解約する場合は、事前にnimocaカード機能（nimoca入金残額、定期券、nimocaポイント）の処理手続きをニモカ所定の窓口で行った後、当行に届出をするとともに、本カードを当行に対して返却するものとします。
4. 前項の場合、nimoca入金残額については、会員自身で管理するものとし、3社は一切責任を負わないものとします。会員が当行に本カードを返却した後、返却したカードにnimoca入金残額がある場合においても、3社はnimoca入金残額をお返しすることはありません。

第15条（種類変更等）

1. 会員は本カードの種類変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
2. 会員は種類変更等後の本カードの受領後、速やかにニモカ所定の手続きに従い、種類変更等後の本カードのnimocaカード機能を使用可能な状態にすることが必要です。
3. 種類変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第16条（不要カードの取扱いについて）

1. 会員は、破損・汚損、種類変更等の理由により、当行および当社に対し、カードの作り変えを申出て、当社から送付された新カードを受領後、速やかに第11条第2項または第15条第2項に定める手続きを行い、速やかに作り変え前のカードを当社に対して返却するものとします。
2. 会員が前項に定める返却の遅延もしくは返却しない場合に被る損害については、3社は第8条第3項に定める規約・特約等の適用は行わず、全て会員が支払いの責を負うものとします。

第17条（特約の適用）

1. 本特約に定めがない場合は、「オールインワンカード会員規定」および本カードのキャッシュカード機能については「西日本シティ銀行普通預金規定」、「西日本シティキャッシュカード規定」、「デビットカード（J-Debit）取引規定」を、クレジットカード機能については、「九州カード会員規約」を、ニモカのnimocaカードとしての機能については、「nimoca取扱規則」、「クレジットnimoca特約」、「nimocaポイントサービス規則」、その他nimoca関連規則をそれぞれ適用するものとします。
2. 本特約と「西日本シティ銀行普通預金規定」、「西日本シティキャッシュカード規定」、「デビットカード（J-Debit）取引規定」「九州カード会員規約」「nimoca取扱規則」、「クレジットnimoca特約」、「nimocaポイントサービス規則」、その他nimoca関連規則および「オールインワンカード会員規定」が相反する場合には、本特約が優先されるものとします。

【個人情報に関するご相談窓口】

株式会社西日本シティ銀行…当行の全営業店窓口および、
お客さまサービス室
福岡市博多区博多駅前1丁目3番6号
T E L 0120-162-105

九州カード株式会社

ご利用中止の申し出……サービスデスク

福岡市博多区博多駅前 4-3-18

サンライフセンタービル

T E L 092-452-4500

個人情報に関する問い合わせ…お客様相談室

福岡市博多区博多駅前 4-3-18

サンライフセンタービル

T E L 092-452-4520

株式会社ニモカ…ニモカコールセンター

電話：050-3616-2155 または 0570-092-111

(受付時間：8 時～20 時)

株式会社ニモカ 個人情報の取扱いに関する重要事項

株式会社ニモカ（以下「ニモカ」といいます。）は、クレジット nimoca 会員（入会申込者を含み、以下「会員等」といいます。）の個人情報について、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱います。入会を申し込まれる際は、それらの事項をご確認のうえ、お申し込み下さい。

1. 取得する個人情報について

ニモカは、会員等の個人情報について以下の項目を取得します。

- (1) クレジット nimoca の申し込み時に申込書に記入された氏名、生年月日、性別、電話番号、郵便番号、住所、メールアドレス（申し込みをされた後に変更・追加された情報を含みます。）
- (2) 入会日、カード番号、有効期限等、カードおよびサービスの管理・運営に必要な情報
- (3) カード利用内容等、会員等の取引に関する情報

2. 利用目的について

ニモカが取得利用する会員等の個人情報は、以下に示す目的の範囲内で利用するものとし、その範囲を超えた取り扱いはいたしません。

- (1) 購入・変更・解約・再発行等の申込内容を確認するため
- (2) ニモカから会員等に連絡する必要がある場合の連絡先を確認するため
- (3) nimoca ポイントサービスおよびオートチャージサービス等の提供に使用するため
- (4) ニモカのサービスおよびそれに関係するシステム等の開発に使用するため
- (5) ニモカおよび nimoca に加盟する事業者からの営業案内に使用するため
- (6) ニモカが認めた、nimoca に加盟していない事業者からの案内等に使用するため

※ 統計情報の基礎資料として利用する場合等、ご提供いただいた個人情報を、会員等を特定できないように修正したうえで使用させていただく場合があります。

※ 上記利用目的の範囲内で、業務を外部委託するために、業者へ個人情報を預託することがあります。その際は、個人情報を適切に取り扱う業者であることを確認し、預託後も個人情報が適切に取り扱われるよう適切な監督を行います。

※ 会員等が(5)および(6)に記載する営業案内等の中止をニモカに申し出た場合は、所定の手続きによりこれを中止します。

3. 個人情報の共同利用について

ニモカは、より付加価値の高いサービスを提供するため、nimoca に加盟する事業者（ニモカが要求する個人情報の保護・管理に関する万全の措置をとり、それを遵守する旨の覚書をニモカと締結した者に限ります。）と会員等の個人情報を共同利用することがあります。詳細につきましては以下のとおりです。

◆共同利用する個人情報の項目

- (1) クレジット nimoca の申し込み時に申込書に記入された氏名、生年月日、性別、電話番号、郵便番号、住所、メールアドレス（申し込みをされた後に変更・追加された情報を含みます。）
- (2) 入会日、カード番号、有効期限等、カードおよびサービスの管理・運営に必要な情報
- (3) カード利用内容等、会員等の取引に関する情報

◆共同利用の目的

- (1) 共同利用者の事業に関する商品・サービスおよびこれらを提供するシステム等の開発に使用するため
 - (2) 共同利用者から会員等への取引上必要な連絡および取引内容の確認を行うため
 - (3) 共同利用者が営む事業に関する営業案内に使用するため
- ※ 統計情報の基礎資料として利用する場合等、会員等を特定できないように修正したうえで使用させていただきます場合があります。
- ※ 上記利用目的の範囲内で、業務を外部委託するために、業者へ個人情報を預託することがあります。その際は、個人情報を適切に取り扱う業者であることを確認し、預託後も個人情報が適切に取り扱われるよう適切な監督を行います。
- ※ 会員等が(3)に記載する営業案内の中止をニモカに申し出た場合は、所定の手続きによりこれを中止します。

◆共同利用者

- (1) 株式会社ニモカ
 - (2) nimoca に加盟する事業者のうち、ニモカが要求する個人情報の保護・管理に関する万全の措置をとり、それを遵守する旨の覚書をニモカと締結した者（詳細は「nimoca ホームページ（<http://www.nimoca.jp>）」にて公表いたします。）
- ※ 個人情報の共同利用について、ニモカは、覚書締結後も定期的に当該措置の遵守状況について確認・監査し、問題がある場合はいつでも共同利用を休止・解除いたします。

◆共同利用の管理責任者

株式会社ニモカ

4. 個人情報の開示・訂正等について

会員等の個人情報についての開示、訂正、利用停止、削除等のご請求やお問い合わせは、下記窓口にて承っております。お問い合わせいただいた際は、適正に対応させていただきます。なお、これらの情報の一部または全部を利用停止または消去した場合、上記利用目的に沿ったサービスの提供ができなくなる場合がございます。

[個人情報の取り扱いについてのお問い合わせ先]

株式会社ニモカ

住所：〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代四丁目 1-33

電話：050-3616-2155 または 0570-092-111

（ニモカコールセンター 受付時間：8時～20時）

オールインワン nimoca 個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

第1条（適用）

本条項は、申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）が、株式会社ニモカ（以下「ニモカ」という）が当行および当社と提携して発行するオールインワン nimoca（以下「本カード」という）の申込を行う場合に適用します。

第2条（個人情報の提供および利用に関する同意）

- (1) 会員は、当行および当社が保護措置を講じた上で、ニモカに対し、ニモカにおける会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、ニモカがこれを利用することに同意します。
 - (i) 九州カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報
 - (ii) 本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
 - (iii) カード会員番号が無効となった事実（ただし、その理由は除く）
 - (iv) カード会員資格の喪失（ただし、その理由は除く）
 - (v) 本カード申込に対する審査の結果（ただし、その理由は除く）
- (2) 会員は、当行および当社が保護措置を講じた上で、ニモカに対し、ニモカの nimoca ポイントサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、ニモカがこれを利用することに同意します。
 - (i) 会員の本カードのクレジット機能のご利用状況をポイント化した情報
- (3) 会員は、当社が保護措置を講じた上で、ニモカの IC カード発行事業および IC 乗車券サービス事業、電子マネーサービス事業、ポイントサービス事業における (i) 本カードの機能、付帯サービス、特典等の提供、(ii) サービスおよびそれに関するシステム等の開発、(iii) 宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として、本条(1)(i)および本条(2)(i)の個人情報を提供し、ニモカがこれらを利用することに同意します。
- (4) 会員は、本条(3)の同意の範囲内でニモカが当該情報を利用している場合であっても、ニモカに対しその中止を申出ることができます。なお、これらの情報の一部または全部の利用を中止した場合、前項の利用目的に沿ったサービスの提供ができなくなる場合があります。

株式会社ニモカ

住所：〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代四丁目 1-33

電話：050-3616-2155 または 0570-092-111

（ニモカコールセンター 受付時間：8 時～ 20 時）

2025. 3